

居宅介護支援事業所こうめ 重要事項説明書

<令和8年 4月 1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社IMATOKU
代表者名	代表取締役 徳上 洋之
所在地・連絡先	(所在地) 大阪市生野区林寺6-8-21 (電話) 06-4301-8123 (FAX) 06-4301-8124

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	居宅介護支援事業所こうめ
所在地・連絡先	(所在地) 京都市右京区西京極西池田町13-2 林ビル202 (電話) 075-325-4866 (FAX) 075-325-4877
事業所番号	2670702246
管理者の氏名	糸井 華子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の 内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	非専従	専従	非専従	
管理者 兼 介護支援専門員	1	1				職員の管理・指導
介護支援専門員	4	2		2		居宅介護支援業務
事務職員等						

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都市右京区（京北地域を除く） 京都市西京区（洛西地域を除く） 京都市下京区（新千本通より西） 京都市南区（新千本通より西、九条通より北）
------------	---

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	平 日
営業時間	9:00~18:00

※ 営業しない日： 土曜日・日曜日・祝日

8月14日~8月16日、12月30日~1月3日

3 サービスの内容

- 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等
 - ※ 課題分析（アセスメント）の実施
 - ※ サービス担当者会議の開催
 - ※ ケアプランの実施状況の把握・評価（モニタリング）の実施
- 要介護等認定の申請に係る援助
- 給付管理業務
- 相談援助、介護サービスの提案

4 費用

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援については、介護保険制度から全額給付されるので、原則自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】

■ 居宅介護支援 支援費（地域区分 1 単位：10.7 円）

区 分		サービス 単位	サービス 利用料金
居宅介護 支援費(i)	要介護1・2	1,086単位	11,620円/月
	要介護3・4・5	1,411単位	15,098円/月
居宅介護 支援費(ii)	要介護1・2	544単位	5,821円/月
	要介護3・4・5	704単位	7,533円/月
居宅介護 支援費(iii)	要介護1・2	326単位	3,488円/月
	要介護3・4・5	422単位	4,515円/月

※Ⅱについては、利用者 45 人以上 60 人未満の部分について算定。Ⅲについては、利用者 60 人以上の部分について算定
居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

■ 加算項目

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	内 容
初回加算	300単位	3,210円/月	新規（過去2月以上当該事業所にて居宅介護支援を提供しておらず、算定されていない場合） 要介護状態区分の2区分以上の変更時
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位	2,140円/月	必要な情報を入院当日に提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位	1,070円/月	必要な情報を入院後3日以内に提供した場合
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位	4,815円/月	退院・退所に当たって職員と面談し、情報提供を受けた上でケアプランを作成した場合
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位	6,420円/月	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位	6,420円/月	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位	8,025円/月	
退院・退所加算（Ⅲ）	900単位	9,630円/月	
緊急時等居宅 カンファレンス加算	200単位	2,140円/回	医師又は看護師等とともに居宅を訪問しカンファレンスを行った場合（1ヶ月に2回まで）
通院時情報連携加算	50単位	535円/月	医師又は歯科医の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
ターミナル ケアマネジメント加算	400単位	4,280円/月	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合

※退院・退所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

- （Ⅰ）イ 病院等の職員から、カンファレンス以外の方法により情報の提供を1回受けている。
- （Ⅰ）ロ 病院等の職員から、カンファレンスにより情報の提供を1回受けている。
- （Ⅱ）イ 病院等の職員から、カンファレンス以外の方法により情報の提供を2回以上受けている。
- （Ⅱ）ロ 病院等の職員から情報の提供を2回以上受けており、うち1回以上はカンファレンス。
- （Ⅲ） 病院等の職員から情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンス。

■ 利用料等のお支払方法（自己負担金や交通費などの支払いが生じる場合に限り）

毎月、20日までに前月分の請求をいたします。
末日までに下記口座に振り込んで下さい。入金確認後、領収証を発行します。
集金ご希望の方は、別途ご相談ください。

りそな銀行 梅田支店 普通 0630132 (株)IMATOKU 代表取締役 徳上洋之

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。
 それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。
 なお、自動車等を使用した場合は、以下の交通費をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えてから、片道10キロメートル未満	500円
通常の事業の実施地域を越えてから、片道10キロメートル以上5キロメートル毎	加算200円

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

居宅介護支援事業所こうめは、介護保険法その他関係法令に従いご契約者（利用者）の尊厳を保持し、心身の状況や環境、その有する能力に応じて、可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って偏ることなく公平中立に提案します。
- ② 利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。当事業所の居宅サービス計画（ケアプラン）の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりであることを説明します。※別紙参照
- ③ 要介護状態の悪化防止に努め、医療サービスとの連携に十分配慮します。
- ④ 事業の実施にあたっては関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携を図ります。
- ⑤ 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合におけるケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進する為、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めます。
- ⑥ 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、意見を求めた主治の医師等に対しケアプランを交付します。
- ⑦ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

(3) その他

職員は毎月、会議と研修を行っています。
 職員は年3回以上外部研修に参加し、研鑽に努めています。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 相談や苦情等の相談窓口について

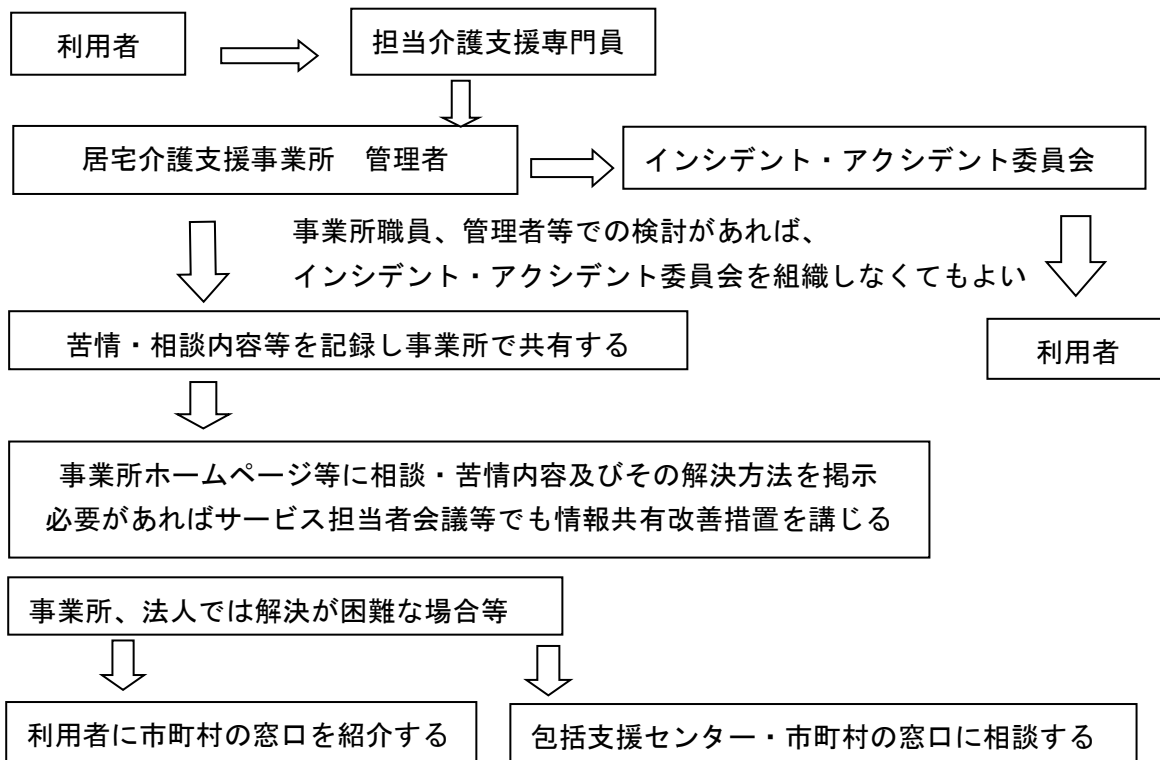
提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を以下のとおり設置いたします。

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 糸井 華子 受付時間 9:00～18:00 連絡先 電話 075-325-4866 FAX 075-325-4877 面接（当事業所相談室） 苦情箱（当事業所入口に設置）
京都市・右京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号：075-861-1430
京都市・西京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号：075-381-7638
京都市・下京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号：075-371-7214
京都市・南区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号：075-681-3167
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：075-354-9090
京都府社会福祉協議会	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：075-252-2152

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ① 利用者は、相談及び苦情内容を口頭又は文書により、事業所の窓口責任者に伝えます。
- ② 窓口責任者は、申し立てられた内容について申立者と協議し、個別の対応が可能なものについては直ちに対処し、問題を解決します。
- ③ 申し立てられた内容が、複数の利用者又は利用者全員の利害又は安全等に関する内容であることが判明した場合、もしくは窓口責任者では解決困難な場合等は速やかに事業所管理者、事業所長、インシデント・アクシデント委員会、法人経営層等と連携し、解決に向けて必要な対策を講じます。



7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

利用者に対する指定居宅介護支援の提供中に病状の急変や事故の発生があった場合は、利用者との事前の打ち合わせに従って速やかに主治医、救急隊、緊急時連絡先（家族等）へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

また、指定居宅介護支援の提供中に事故が発生した場合には、上記に加え市町村及び京都府に速やかに連絡を行います。

8 虐待防止について

- (1) 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等に努めます。
高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めます。
- (2) 国および地方公共団体等の啓発運動および虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めます。
- (3) 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、速やかに市町村または関係機関等に報告・相談します。
- (4) 事業者は、高齢者虐待防止のための研修を職員に実施します。
- (5) 当事業所は、虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：糸井華子（管理者）、松本光正

9 ハラスメントについて

以下の場合には、居宅介護サービスを中止させていただくとともに、ただちに当該市区町村に状況報告をいたします。(1) 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合
(2) 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合
(3) 下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合

当事業者はサービスの利用に当たり、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）」「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」に基づき、ご利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明・交付年月日： 令和 8 年 月 日

事業者	所在地	大阪市生野区林寺 6-8-21		
	法人名	株式会社 IMATOKU		
	事業所名	居宅介護支援事業所こうめ		
	事業所番号	2670702246		
	代表者名	代表取締役	徳上 洋之	印

説明者	職名	介護支援専門員	
	氏名		

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、同意しました。および以下の項目についても同意の上、本書面を受領いたします。

- ① 私は、利用可能な複数の事業所の紹介を受けられることや、計画書に位置付けられた事業所の紹介を受けた場合は、その理由の説明を求めることが出来ることについての説明を受けました。
- ② ご利用中の訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、訪問の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うことについて了解しました。
- ③ もし私が入院した場合、担当介護支援専門員の氏名と事業所の連絡先を、入院先医療機関に報告します。

同意年月日： 令和 8 年 月 日

（利用者）私は、この契約内容に同意し、居宅介護支援の利用を申し込みます。

利用者
住所

氏名 _____

（代理人）私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者
住所

（又は法定代理人）

氏名 _____ 本人との続柄（ _____ ）